⑶　⑵の条件で探索した値が許容値を超える場合の不要発射の強度の測定時のスペクトル分析器は、次のように設定する。

ア	中心周波数	探索された不要発射の周波数
イ	掃引周波数幅	０Hz
ウ	分解能帯域幅	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値が適用される周波数幅
エ	ビデオ帯域幅	分解能帯域幅の３倍程度
オ	Ｙ軸スケール	10dB／Div
カ	入力レベル	最大のダイナミックレンジとなる値
キ	データ点数	測定精度が保証される点数
ク	掃引時間	測定精度が保証される時間
ケ	掃引モード	単掃引
コ	検波モード	ＲＭＳ

３　試験機器の状態

⑴　測定に必要な場合は、外部試験装置から試験機器に試験信号を加える。

⑵　試験周波数及び最大出力に設定し、継続的バースト送信状態とする。

⑶　スプリアス領域における不要発射の強度が最大となる状態に設定する。

⑷　複数の空中線端子を有する場合は、空中線端子ごとに空中線電力が最大となる状態に設定するほか、全空中線端子における空中線電力の総和が最大となる状態に設定する。

⑸　複数の搬送波を同時に送信する場合は、一の搬送波を送信する状態のほか、複数の搬送波を同時に送信する状態に設定する。

４　測定操作手順

⑴　スペクトル分析器の設定を２⑵とし、掃引周波数範囲内の不要発射を探索する。

⑵　探索された不要発射の振幅の最大値が許容値以下の場合は、当該探索された最大値を測定値とする。

⑶　⑵の測定値が許容値を超える場合は、スペクトル分析器の中心周波数の設定精度を高めるため、掃引周波数幅を分解能帯域幅の10倍程度まで順次狭くして不要発射の周波数を求める。

⑷　スペクトル分析器の設定を２⑶とし、不要発射の強度の平均値（バースト波の場合はバースト内平均電力）を求めて測定値とする。

⑸　複数の空中線端子を有する場合は、空中線端子ごとに測定を行い、全空中線端子における測定値の総和を求める。

⑹　複数の搬送波を同時に送信する場合は、一の搬送波を送信する状態で測定を行うほか、複数の搬送波を同時に送信する状態で、搬送波ごとに測定を行う。

５　試験結果の記載方法

⑴　測定帯域ごとに離調周波数とともに、技術基準で規定する単位で記載する。

⑵　多数点を記載する場合は、許容値の帯域ごとに測定値の降順に並べて記載する。

⑶　総和を求めたときは、測定値の総和のほか、空中線端子ごとの測定値を記載する。